

有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第26号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>有機農産物、<u>有機飼料</u>、<u>有機畜産物</u>及び有機加工食品についての小分け業者等の認証の技術的基準</p> <p><b>1 適用範囲</b> この基準は、<u>登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）</u>が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第11条第1項及び第31条第1項の規定に基づき行う有機農産物、<u>有機飼料</u>、<u>有機畜産物</u>及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。</p> <p><b>2 引用規格</b> 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。</p> <p><b>JAS 1605</b> <u>有機農産物</u> <b>JAS 1606</b> <u>有機加工食品</u> <b>JAS 1607</b> <u>有機飼料</u> <b>JAS 1608</b> <u>有機畜産物</u></p> <p><b>3 用語及び定義</b> この基準で用いる主な用語及び定義は、<u>JAS 1605、JAS 1606、JAS 1607及びJAS 1608</u>による。</p> <p><b>4 小分けし、及び格付の表示を付するための施設</b></p> <p><b>4.1 小分けのための施設</b> 小分けのための施設が、<u>有機農産物</u>にあつては<b>JAS 1605の5.13</b>、<u>有機飼料</u>にあつては<b>JAS 1607の5.3</b>、<u>有機畜産物</u>にあつては<b>JAS 1608の5.7</b>、<u>有機加工食品</u>にあつては<b>JAS 1606の5.3</b>に従い小分けを行うのに支障のない広さ、<u>明るさ及び構造</u>であり、<u>適切に清掃されていなければならない。</u></p>	<p>有機農産物、<u>有機飼料</u>、<u>有機畜産物</u>及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><b>二 小分けし、及び格付の表示を付するための施設</b></p> <p><b>1 小分けのための施設</b> 小分けのための施設が、<u>有機農産物</u>にあつては<b>有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準</b>、<u>有機飼料</u>にあつては<b>有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準</b>、<u>有機畜産物</u>にあつては<b>有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条の表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準</b>、<u>有機加工食品</u>にあつては<b>有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準</b>に従い小分けを行うのに支障のない広さ、<u>明るさ及び構造</u>であり、<u>適切に清掃されていること。</u></p>

#### 4.2 格付の表示のための施設

格付の表示の管理のための施設でなければならない。

#### 5 小分けの実施方法

5.1 6.2に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせなければならない。

a)・b) (略)

5.2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備してなければならない。

a) 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品（以下“有機食品等”という。）の受入れ及び保管に関する事項

b)～f) (略)

g) 小分けの実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

5.3 内部規程に従い小分けに関する業務を適切に行わなければならない。

5.4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしてなければならない。

#### 6 小分けを担当する者の資格及び人数

##### 6.1 小分け担当者

小分けを担当する者（以下“小分け担当者”という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていなければならない。

a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの

b) (略)

##### 6.2 小分け責任者

次による。

a) 小分け担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が小分け責任者として、認証機関等の指定する講習会（以下“講習会”という。）において小分けに関する課程を修了してなければならない。

b) 小分け担当者が複数置かれている場合にあつては、小分け担当者の中から、講習会において小分けに関する課程を修了した者が、小分け責任者として、1人選任されていなければならない。

#### 7 格付の表示を付する組織及び実施方法

##### 7.1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

##### 7.2 格付の表示の実施方法

7.2.1 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備してなければならない。

#### 2 格付の表示のための施設

格付の表示の管理のための施設であること。

#### 三 小分けの実施方法

1 三の2に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせること。

(1)・(2) (略)

2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

(1) 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品（以下「有機食品等」という。）の受入れ及び保管に関する事項

(2)～(6) (略)

(7) 小分けの実施状況についての認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3 内部規程に従い小分けに関する業務を適切に行うこと。

4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

#### 三 小分けを担当する者の資格及び人数

1 小分け担当者

小分けを担当する者（以下「小分け担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの

(2) (略)

2 小分け責任者

(1) 小分け担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が小分け責任者として、認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了していること。

(2) 小分け担当者が複数置かれている場合にあつては、小分け担当者の中から、講習会において小分けに関する課程を修了した者が、小分け責任者として、1人選任されていること。

#### 四 格付の表示を付する組織及び実施方法

1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

2 格付の表示の実施方法

(1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

a)・b) (略)

c) 出荷後にJAS 1605, JAS 1607, JAS 1608又はJAS 1606に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

d) (略)

e) 格付の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

7.2.2 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められなければならない。

7.2.3 有機農産物にあつては名称の表示がJAS 1605の箇条6に定める方法で、有機飼料にあつては名称の表示がJAS 1607の箇条6に定める方法で、有機畜産物にあつては名称の表示がJAS 1608の箇条6に定める方法で、有機加工食品にあつては名称及び原材料名の表示がJAS 1606の箇条6に定める方法で適切に行われることが確実に認められなければならない。

#### 8 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者（格付表示担当者）として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていなければならない。

ア・イ (略)

ウ 出荷後に有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

エ (略)

オ 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

(2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。

(3) 有機農産物にあつては名称の表示が有機農産物の日本農林規格第5条に定める方法で、有機飼料にあつては名称の表示が有機飼料の日本農林規格第5条に定める方法で、有機畜産物にあつては名称の表示が有機畜産物の日本農林規格第5条に定める方法で、有機加工食品にあつては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

#### 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者（格付表示担当者）として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。